一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することで、供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院 職員までご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年4月

